

(証券コード5703)
平成30年6月4日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号
日本軽金属ホールディングス株式会社
代表取締役社長 岡 本 一 郎

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては、3ページから4ページ記載の「インターネット等による議決権の行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成30年6月25日(月曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

3. 目的事項 報告事項

1. 第6期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を行使し得る他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示がなされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- (3) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (4) 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nikkeikinholdings.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に上記の当社ウェブサイトに開示いたしました。

インターネット等による議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使専用ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件等

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境等をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のウェブブラウザおよびPDFビューアをインストールしていること (以下の組み合わせで動作確認をしております)。

OS	ウェブブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver.7~9	Adobe® Reader® Ver.9
Windows® Ver.7	Internet Explorer® Ver.8~11	Adobe® Reader® Ver.11
Windows® Ver.8.1	Internet Explorer® Ver.11	Adobe® Reader® Ver.11

※Windows®、Windows Vista®およびInternet Explorer®は、Microsoft Corporation (マイクロソフト社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe®およびReader®は、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- (3) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などは、株主様のご負担となります。
- (4) 携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、議決権行使専用ウェブサイトはご利用いただけません。
- (5) 議決権行使専用ウェブサイトへ接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
- (6) ウェブブラウザおよびウェブブラウザのアドインツール等でポップアップブロック機能を有効としている場合、同機能を解除(または一時解除)するとともに、プライバシーに関する設定において、議決権行使専用ウェブサイトでのCookie使用を許可するようにしてください。

2. 議決権行使のお取扱い

- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等による議決権行使は、平成30年6月25日(月曜日)午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、後記4.の「三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート」へお問い合わせください。

3. パスワードのお取扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。次の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

4. パソコン等の操作方法等に関するお問い合わせ先

- インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用フリーダイヤル

☎ 0120(652)031

(受付時間 9:00~21:00)

- その他のご登録住所・株式数のご照会などは、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120(782)031 (フリーダイヤル)

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

《議決権電子行使プラットフォームについて》

機関投資家の皆さまに関しましては、本株主総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、中長期的な視点から連結業績等を総合的に勘案し、株主の皆さまへの配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり当社普通株式1株につき金4円とさせていただきたいと存じます。

なお、これにより、中間配当（1株につき金4円）と合算した当期の剰余金の配当額は、前期同様1株につき金8円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額2,477,529,120円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月27日

第2号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、当社経営の健全性・透明性を高めコーポレートガバナンスの強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">おか もと いち ろう 岡 本 一 郎 (昭和31年6月12日生)</p>	<p>昭和56年4月 日本軽金属株式会社入社 平成18年6月 同社執行役員 平成21年6月 同社取締役、常務執行役員 平成24年6月 同社専務執行役員 平成24年10月 当社取締役、技術・開発統括室長、製品安全・品質保証統括室長 平成25年1月 当社日軽金事業グループ板事業管掌 平成25年6月 日本軽金属株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成25年6月 当社日軽金事業グループ板事業担当 平成26年6月 当社日軽金事業グループ化成品事業担当 平成27年6月 当社代表取締役社長、CSR・監査統括室担当 現在に至る (日本軽金属株式会社代表取締役社長) (東洋アルミニウム株式会社取締役) (玉井商船株式会社社外取締役)</p>	147,883株	なし
【平成29年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岡本一郎氏は、長年にわたり技術・開発部門の責任者として新商品開発等に貢献するとともに、基幹部門である板・化成品事業も担当するなど幅広い経験・知見を積み重ね、平成27年6月に当社代表取締役社長に就任しております。就任後は、経営方針を明確に打ち出すなど、当社の最高経営責任者として相応しい能力を発揮しており、こうしたことから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
2	<p>再任</p> <p>むら しみ とし ひで 村上 敏 英 (昭和31年9月16日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成19年6月 同社執行役員</p> <p>平成23年6月 同社常務執行役員</p> <p>平成24年6月 同社取締役 現在に至る</p> <p>平成24年10月 当社取締役、NPS担当 現在に至る</p> <p>平成25年6月 当社技術・開発統括室長 現在に至る</p> <p>平成25年6月 当社日軽金事業グループ電 極箔事業担当</p> <p>平成26年6月 日本軽金属株式会社専務執 行役員 現在に至る</p> <p>平成26年10月 当社製品安全・品質保証統括 室長 現在に至る</p> <p>(日本軽金属株式会社取締役専務執行役員)</p>	95,229株	なし
【平成29年度取締役会への出席状況】12回/12回(100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>村上敏英氏は、技術・製造部門において豊富な経験を有しており、商品開発、品質保証、NPSなどの分野においてグループ会社に対して指導力を発揮するとともに、当社取締役として当社グループ全体の経営にも寄与しております。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	<p>再任</p> <p>おがもと やす のり 岡本 泰 憲 (昭和32年4月7日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成20年6月 同社執行役員</p> <p>平成24年6月 同社常務執行役員</p> <p>平成24年10月 当社企画統括室長 現在に至る</p> <p>平成24年10月 当社執行役員</p> <p>平成25年6月 当社取締役、人事・総務・経 理統括室長、日本軽金属株式 会社取締役 現在に至る</p> <p>平成26年6月 日本軽金属株式会社専務執 行役員 現在に至る (日本軽金属株式会社取締役専務執行役員) (東洋アルミニウム株式会社監査役)</p>	84,218株	なし
【平成29年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岡本泰憲氏は、財務、企画、人事、購買など幅広い分野において豊富な経験を有し、現在は管理部門を統括しており、当社グループの中長期的な経営戦略の推進にも指導的な役割を果たしております。また、当社取締役として当社グループ全体の経営にも寄与しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	<p>再任</p> <p>やまもと ひろし 山本 博 (昭和25年5月16日生)</p>	<p>昭和48年4月 東洋アルミニウム株式会社 (平成11年10月日本軽金属 株式会社と合併) 入社</p> <p>平成17年6月 東洋アルミニウム株式会社 取締役</p> <p>平成23年6月 同社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成23年6月 日本軽金属株式会社取締役</p> <p>平成24年10月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成25年6月 当社東洋アルミ事業グルー プ担当 現在に至る (東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長)</p>	23,093株	なし
【平成29年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山本博氏は、平成23年から東洋アルミニウム株式会社の代表取締役社長として、新製品開発や事業再構築などに手腕を発揮し、同社の発展に大きな貢献をしております。また、当社取締役として当社グループ全体の経営にも寄与しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">ひる ま ひろ やす 昼 間 弘 康 (昭和30年5月27日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成17年1月 ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド社長</p> <p>平成19年10月 日本軽金属株式会社執行役員</p> <p>平成23年6月 同社常務執行役員</p> <p>平成24年1月 日軽パネルシステム株式会社代表取締役社長</p> <p>平成26年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成26年6月 当社日軽金事業グループパネルシステム事業担当</p> <p>平成29年6月 当社日軽金事業グループ日本フルハーフ事業担当、日本フルハーフ株式会社代表取締役社長 現在に至る (日本フルハーフ株式会社代表取締役社長)</p>	78,539株	(注)1.参照
【平成29年度取締役会への出席状況】12回/12回(100%)				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>昼間弘康氏は、経理、人事、海外調達、海外子会社の経営など幅広い分野において豊富な経験を有しており、日軽パネルシステム株式会社では代表取締役社長を5年5ヵ月間務め、同社の業績向上に大きく貢献しました。現在は日本フルハーフ株式会社の代表取締役社長として、同社の経営改革に手腕を発揮するとともに、当社取締役として当社グループ全体の経営にも寄与しております。このような幅広い経験や知見は、当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	<p>再任</p> <p>安達章 (昭和30年12月7日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成17年6月 日軽金アクト株式会社取締役</p> <p>平成23年6月 同社常務取締役</p> <p>平成24年3月 山東日軽丛林汽車零部件有限公司総経理</p> <p>平成26年6月 日軽金アクト株式会社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成29年6月 当社取締役、日軽金事業グループ日軽金加工開発事業担当、日軽金加工開発ホールディングス株式会社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(日軽金加工開発ホールディングス株式会社代表取締役社長) (日軽金アクト株式会社代表取締役社長)</p>	14,536株	なし
<p>【平成29年度取締役会への出席状況】 10回/10回 (100%)</p> <p>(注) 安達章氏は、平成29年6月27日開催の第5回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したため、上記の取締役会への出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。</p>				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>安達章氏は、日軽金アクト株式会社の代表取締役社長を務めるなど押出製品事業の責任者として豊富な経験を有し、中国事業の発展などに大きく貢献しております。昨年6月からは、押出製品事業を統括する日軽金加工開発ホールディングス株式会社の代表取締役社長としても指導力を発揮するとともに、当社取締役として当社グループ全体の経営にも寄与しております。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
7	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">とみ おか よし ひろ 富 岡 祥 浩 (昭和31年2月24日生)</p>	<p>昭和55年 4 月 東洋アルミニウム株式会社 (平成11年10月日本軽金属 株式会社と合併) 入社</p> <p>平成14年 2 月 東洋アルミホイールプロダク ツ株式会社取締役</p> <p>平成17年 6 月 同社代表取締役社長</p> <p>平成18年 4 月 東洋アルミエコープロダク ツ株式会社代表取締役社長</p> <p>平成27年 6 月 東洋アルミニウム株式会社 常務執行役員、新事業創造部 統轄 現在に至る</p> <p>平成29年 6 月 当社取締役、東洋アルミ事業 グループ担当、東洋アルミニ ウム株式会社取締役 現在に至る (東洋アルミニウム株式会社取締役常務執行役員)</p>	6,450株	なし
<p>【平成29年度取締役会への出席状況】 10回/10回 (100%) (注) 富岡祥浩氏は、平成29年6月27日開催の第5回定時株主総会において新たに取締役に選任され 就任したため、上記の取締役会への出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象とし ております。</p>				
<p>【取締役候補者とした理由】 富岡祥浩氏は、東洋アルミニウム株式会社の主要子会社で日用品を扱う、東洋アルミエコープロダ クツ株式会社の代表取締役社長を9年間務め、近年は東洋アルミニウム株式会社において新事業創造 部統轄として、同社の発展に大きな貢献をしております。また、当社取締役として当社グループ全体 の経営にも寄与しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なも のと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
8	<p>再任</p> <p>やす だ こう た ろう 安 田 耕 太 郎 (昭和31年9月10日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成21年6月 同社執行役員、化成品事業部長</p> <p>平成26年6月 同社取締役 現在に至る</p> <p>平成28年6月 当社日軽金事業グループ化成品事業担当、日軽金事業グループ電極箔事業担当、日本軽金属株式会社常務執行役員 現在に至る</p> <p>平成28年6月 当社執行役員</p> <p>平成29年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>(日本軽金属株式会社取締役常務執行役員) (玉井商船株式会社社外取締役)</p>	56,044株	なし
<p>【平成29年度取締役会への出席状況】10回/10回(100%)</p> <p>(注)安田耕太郎氏は、平成29年6月27日開催の第5回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したため、上記の取締役会への出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。</p>				
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>安田耕太郎氏は、長年にわたり化成品事業の要職を歴任し、豊富な経験・知識と深い専門能力を有しており、同事業の構造改革などに大きく貢献してまいりました。また、近年は電極箔事業担当としても指導力を発揮するとともに、当社取締役として当社グループ全体の経営にも寄与しております。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				
9	<p>新任</p> <p>た なか とし かつ 田 中 俊 和 (昭和36年9月21日生)</p>	<p>昭和61年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成20年4月 同社総合企画部担当部長</p> <p>平成26年6月 同社執行役員、総合企画部長 現在に至る</p>	39,442株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田中俊和氏は、経理、財務、企画などの分野で豊富な経験を有しており、現在は当社グループの中核事業会社である日本軽金属株式会社の執行役員を務めております。同社では企画部門の責任者として、事業計画の策定やグループ会社の管理などにおいて手腕を発揮し、同社のみならず当社グループ全体の経営にも寄与しております。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、新たに取締役に選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
10	<p>● 再任 ● 社外</p> <p>おのまさと 小野正人 (昭和25年11月4日生)</p>	<p>昭和49年 4月 株式会社第一勧業銀行入行</p> <p>平成19年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長</p> <p>平成20年 6月 日本ハーデス株式会社執行役員副社長</p> <p>平成23年 6月 同社代表取締役副会長</p> <p>平成24年 6月 株式会社トータル保険サービス代表取締役社長、日本軽金属株式会社社外取締役</p> <p>平成24年10月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>平成29年 6月 株式会社トータル保険サービス特別顧問 現在に至る (株式会社トータル保険サービス特別顧問) (ファナック株式会社社外取締役)</p>	14,104株	なし
【平成29年度取締役会への出席状況】 12回/12回 (100%)				
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>小野正人氏は、長年にわたる金融機関の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、現在は他社の社外取締役も務めております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
11	<p>再任 社外 独立</p> <p>はやし 林 りょう いち 良 一 (昭和26年6月6日生)</p>	<p>昭和49年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>平成14年4月 同社海外石油事業ユニット マネージャー、石油海外事業 企画室長</p> <p>平成19年4月 同社理事、炭素・LPG事業 本部長</p> <p>平成24年3月 エムエムピー株式会社代表 取締役社長</p> <p>平成24年7月 三菱商事株式会社エネルギー 事業グループ顧問</p> <p>平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>平成26年3月 東海カーボン株式会社取締 役</p>	23,762株	なし
【平成29年度取締役会への出席状況】12回/12回(100%)				
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>林良一氏は、長年にわたる商社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、他社の取締役も歴任しております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
12	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </p> <p style="text-align: center;"> い とう はる お 伊 藤 晴 夫 (昭和18年11月9日生) </p>	昭和43年 4 月 富士電機製造株式会社（現富士電機株式会社）入社 平成10年 6 月 同社取締役 平成15年10月 富士電機システムズ株式会社（現富士電機株式会社）代表取締役社長 平成18年 6 月 富士電機ホールディングス株式会社（現富士電機株式会社）代表取締役社長 平成22年 4 月 同社取締役相談役 平成22年 6 月 同社相談役 現在に至る 平成28年 6 月 当社社外取締役 現在に至る （富士電機株式会社相談役） （一般社団法人電気倶楽部理事長） （日本ゼオン株式会社社外取締役）	7,758株	なし
【平成29年度取締役会への出席状況】 12回/12回（100%）				
【社外取締役候補者とした理由】 伊藤晴夫氏は、長年にわたる製造業会社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、当社と同様の純粋持株会社形態の会社の経営者としての経験・知見も有しております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
13	<p>新任 社外 独立</p> <p>早野利人 (昭和21年12月3日生)</p>	<p>昭和44年4月 株式会社野村総合研究所入社</p> <p>平成8年5月 同社常務取締役</p> <p>平成8年6月 国際証券株式会社(現三菱UFJ証券ホールディングス株式会社)常務取締役</p> <p>平成10年6月 同社代表取締役専務</p> <p>平成13年6月 国際キャピタル株式会社(現AGキャピタル株式会社)代表取締役社長</p> <p>平成23年4月 中部大学経営情報学部教授</p> <p>平成24年10月 当社補欠監査役</p> <p>平成28年5月 当社社外監査役</p> <p>現在に至る (田淵電機株式会社社外取締役)</p>	1,550株	なし
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>早野利人氏は、長年にわたり証券会社および投資会社の経営に携わり、大学教授としても活躍するなど、幅広い経験と高度な知見を有しております。また、平成28年5月に当社社外監査役に就任してからは当社の監査を適切に遂行するとともに、当社グループの持続的な発展を図る観点からも独立した立場からの確かな提言を行っております。今後はこのような経験と知見をより直接的に経営の監視、監督に活かしていただくことが、当社経営の公正性確保に資すると判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の就任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。</p>				

- (注) 1. 当社は、日本フルーフ株式会社から経営に関する管理業務を受託しており、同社は、当社に対し経営管理料を支払っております。
2. 社外取締役候補者小野正人氏は、平成24年6月から同年9月まで、日本軽金属株式会社の非業務執行取締役でありました。
3. 社外取締役候補者林良一氏は、平成24年3月から同年6月まで、日本電極株式会社の非業務執行取締役でありました。
4. 社外取締役候補者が社外取締役または社外監査役に就任してからの年数について
- (1) 小野正人氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年9ヵ月となります。
 - (2) 林良一氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 - (3) 伊藤晴夫氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
 - (4) 早野利人氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年1ヵ月となります。なお、同氏は本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 社外取締役候補者小野正人、林良一および伊藤晴夫の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- また、社外取締役候補者早野利人氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当

社は同氏との間で同様の契約を改めて締結する予定であります。

6. 当社グループは、社外取締役候補者小野正人氏が社外取締役を務めるファンック株式会社との間で、製品の販売、設備の購入等の取引がありますが、平成29年度において、同社への売上高は当社連結売上高の1%未満、同社からの購入額も同社売上高の1%未満であります。なお、その他の社外取締役候補者の兼職先（他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務）と当社グループの間には、開示すべき関係はありません。
7. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、当社の役員持株会における本人の持分を含めております。

第3号議案 監査役1名選任の件

現在の社外監査役である早野利人氏は、第2号議案が承認可決された場合、社外取締役役に就任するため、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、新たに社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数	当社との 特別の 利害関係
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">独立</div> </div> 川合晋太郎 (昭和36年5月24日生)	平成5年4月 東京弁護士会弁護士登録 現在に至る 平成5年4月 セントラル法律事務所入所 平成20年7月 弁護士法人クリア法律事務所 パートナー 平成22年12月 川合晋太郎法律事務所設立 現在に至る 平成29年6月 当社補欠監査役 現在に至る (弁 護 士)	0株	なし

【社外監査役候補者とした理由】

川合晋太郎氏は、当社と顧問関係にない完全に独立した立場の弁護士であり、弁護士としての専門的な経験・知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

(注) 1. 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由につきましては、以下のとおりであります。

- 川合晋太郎氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に精通されており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
2. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
川合晋太郎氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者との責任限定契約について
社外監査役候補者川合晋太郎氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
4. 社外監査役候補者の兼職先(他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務)と当社グループの間には、開示すべき関係はありません。
5. 川合晋太郎氏は、平成29年6月27日開催の第5回定時株主総会において、当社の補欠監査役として選任されておりますが、その選任決議の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりこれを取り消すことができるとされております。今般、同氏を社外監査役として選任したい旨のご提案をさせていただいていることから、監査役会の同意を得て、本定時株主総会開始の時をもって同氏の補欠監査役選任決議の効力を取り消すことを取締役会において決議しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の当社の補欠監査役である川合晋太郎氏については、平成29年6月27日開催の第5回定時株主総会において、当社の補欠監査役として選任されておりますが、その選任決議の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりこれを取り消すことができるものとされております。今般、第3号議案におきまして、同氏を社外監査役として選任したい旨のご提案をさせていただいていることから、監査役会の同意を得て、本定時株主総会開始の時をもって同氏の補欠監査役選任決議の効力を取り消すことを取締役会において決議しております。つきましては、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任決議の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりこれを取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
<p>新任 社外 独立</p> <p>金 仁 石</p> <p>(昭和40年6月4日生)</p>	<p>平成4年12月 友野税務会計事務所入所</p> <p>平成6年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>平成15年6月 あずさ監査法人(現有責任あずさ監査法人)入所</p> <p>平成16年7月 KPMG LLP(英国)出向</p> <p>平成19年8月 あずさ監査法人帰任</p> <p>平成27年7月 金仁石公認会計士事務所設立 現在に至る</p> <p>平成27年12月 株式会社アカウンティング・ワークショップ代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(公認会計士)</p> <p>(株式会社アカウンティング・ワークショップ代表取締役社長)</p> <p>(株式会社マイスターエンジニアリング社外監査役)</p>	0株	なし

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

金仁石氏は、当社と顧問関係にない完全に独立した立場の公認会計士であり、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しているとともに、専門的な経験も有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、新たに補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、法令に定める社外監査役の員数を欠き、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

(注) 1. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について

法令に定める社外監査役の員数を欠き、補欠の社外監査役候補者金仁石氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で

- あり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額となります。
2. 補欠の社外監査役候補者の兼職先（他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務）と当社グループとの間には、開示すべき関係はありません。

以 上

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復基調で推移しました。世界経済においても、米国の景気回復が継続し、中国やタイで持ち直しの動きが見られるなど、総じて緩やかに回復しました。

アルミニウム業界におきましては、自動車・トラック向けなどの輸送分野、半導体・液晶製造装置向けなどの機械分野が堅調に推移し、アルミニウム製品の総需要は前期を上回りました。また、価格面では、主要生産国の中国における減産の影響などから上昇基調で推移しました。

このような環境のなか、当社グループは、中期経営計画（平成28年度～平成30年度）（以下「中計」といいます。）の二年目として、着実に成果を上げてまいりました。

中計第一の基本方針である「グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出」では、お客様の視点に立ってグループ連携の強みを探求し、お客様の要望を先取りした提案を行うことによって、イノベーションの進展する分野で、付加価値の高い新商品を数多く生み出してまいりました。具体的には、電気自動車においては、軽量化とともに放熱が重要な課題となっていることに着目し、当社グループの設計、合金開発、加工技術などを融合したバッテリー冷却プレートの販売を開始しました。このほか、リチウムイオン電池関連、半導体関連などにおいても、当社グループの特長を活かした幅広い新商品を創出しました。

中計第二の基本方針である「地域別×分野別戦略による事業展開」では、地域と市場分野の組合せから経営資源を投入する分野を選別し、投資の収益性最大化に努めてまいりました。具体的には、国内では、環境への配慮・構造物の防火性能がより重視される傾向を受け、ノンフロン断熱不燃パネルの生産ラインを増設するとともに、半導体・液晶製造装置向けを中心に需要が旺盛な板事業においても、設備改良などで順次生産能力を高めました。海外では、中国・東南アジア以外での展開を積極的に推進しており、北米ではマーケティング拠点を設置し、事業展開の足がかりを築くとともに、インドでは、前期に設立した合併会社が塗料向けアルミペーストの製造を開始しております。

中計第三の基本方針である「企業体質強化（事業基盤強化）」のうち、課題事業の収益力向上につきましては、板加工を行う株式会社東陽理化学研究所では、グループを挙げた支援体制のもとで良品率の改善、生産体制のさらなる合理化などを推し進め、収益が大幅に改善しました。また、アルミナ事業では、原燃料価格の高騰により前期比減益となりましたが、品種構成の改善、製品価格改定などに努めました。さらに、海外赤字拠点の黒字化につきましては、

中国のトレーラ事業、タイのトラック事業において、新商品の投入、販売網の強化などにより、損益が改善してきております。

当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりであります。

板製品部門、押出製品部門、パネルシステム部門などの販売が好調であったことに加え、地金部門、板製品部門、押出製品部門などで販売価格の指標となるアルミニウム地金市況が上昇基調で推移した結果、売上高は前期を上回りましたが、原燃料価格の上昇等により、営業利益は前期並みとなりました。また、為替差損の縮減により経常利益は前期を上回りましたが、和解除金や減損損失を特別損失に計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回りました。

科 目	業 績	前期比
売上高	4,814億39百万円	7.4%増
営業利益	298億93百万円	1.1%減
経常利益	295億33百万円	12.5%増
親会社株主に帰属する当期純利益	180億12百万円	7.7%減

期末の配当につきましては、1株につき4円の剰余金の配当を実施させていただきたく存じます。これにより、中間配当（1株につき4円）と合算した当期の剰余金の配当額は、前期同様1株につき8円となります。

当社グループのセグメント別の売上高および営業利益は、次のとおりであります。

セグメント	売上高（前期比）	営業利益（前期比）
アルミナ・化成品、地金	1,111億円(9.1%増)	89億54百万円(11.6%減)
板・押出製品	1,069億55百万円(9.0%増)	97億67百万円(25.6%増)
加工製品、関連事業	1,690億19百万円(9.3%増)	97億83百万円(4.5%減)
箔、粉末製品	943億65百万円(0.7%増)	48億56百万円(11.4%減)
消去又は全社	—	△34億67百万円
合 計	4,814億39百万円(7.4%増)	298億93百万円(1.1%減)

当社グループのセグメント別の概況は、以下のとおりであります。

〔アルミナ・化成品、地金〕

アルミナ・化成品部門におきましては、アルミナ関連では、主力製品の水酸化アルミニウムおよびアルミナにおいて、韓国向けを中心に輸出が減少しましたが、凝集剤向け、耐火物向けなどの国内販売が堅調に推移しました。化学品関連では、有機塩化物の需要が減少した一方で、凝集剤、無機塩化物の販売が増加しました。以上の結果、部門全体で前期を上回る売上となりましたが、原燃料価格の高騰が利益を押し下げ、収益性を重視した品種構成への転換、製品価格改定などに努めたものの、採算面では減益となりました。

地金部門におきましては、主力の自動車向け二次合金の分野において、国内の販売量は前期並みとなりましたが、海外ではタイの新工場稼働に伴い販売増となり、また、アルミニウム地金市況を反映して販売価格が上昇したことから、前期を上回る売上となりました。採算面では、原燃料価格の上昇に加え、価格競争も激化したため、減益となりました。

以上の結果、アルミナ・化成品、地金セグメントの売上高は前期比9.1%増の1,111億円となりましたが、営業利益は前期比11.6%減の89億54百万円となりました。

〔板・押出製品〕

板製品部門におきましては、半導体・液晶製造装置向け厚板・関連部品の旺盛な需要に加え、リチウムイオン電池向けやトラック架装向け板材、パソコン・タブレット筐体向け板加工品などで出荷が堅調に推移しました。また、販売価格がアルミニウム地金市況を反映して上昇したことにより、前期を上回る売上となりました。採算面においても、高付加価値品の販売比率の上昇や、板加工事業の収益が改善したことなどから、増益となりました。

押出製品部門におきましては、自動車向けが国内で伸び悩み、海外でも一部拠点で商品搭載車種の販売不振により苦戦しましたが、その他の海外拠点は好調であったことに加え、トラック架装向け、産業機器・機械向け需要も高水準で推移しました。また、アルミニウム地金市況を反映して販売価格が上昇したことから、前期を上回る売上となり、採算面でも増益となりました。

以上の結果、板・押出製品セグメントの売上高は前期比9.0%増の1,069億55百万円、営業利益は前期比25.6%増の97億67百万円となりました。

〔加工製品、関連事業〕

主要部門の概況は、以下のとおりであります。

輸送関連部門のうち、トラックの架装事業におきましては、高い水準の国内需要が継続したことに加え、交代制勤務（2直化体制）を導入し生産能力を引き上げたことに伴い、前期を上回る売上となりましたが、採算面では、材料価格の上昇、2直化実施に伴う諸費用の増加により、減益となりました。

エアコン用コンデンサは、主力の国内軽自動車向けにおいて、需要増加により既存商品が堅調に推移したことに加え、電気自動車向け新商品の販売も順調に拡大し、前期を大幅に上回る売上となりました。

素形材製品は、国内自動車生産台数の増加により受注が堅調となり、中国向けの輸出も好調に推移したことから、前期を上回る売上となりました。

電子材料部門におきましては、アルミ電解コンデンサ用電極箔は、工場の自動化投資の拡大や、自動車の電装化・電動化の進展により需要が増加し、前期を上回る売上となりましたが、採算面では、海外生産品との競争激化などにより、前期並みとなりました。

パネルシステム部門におきましては、冷凍・冷蔵分野では、食品加工工場向けが堅調に推移するとともに、生鮮食品のネット通販拡大に伴い低温流通倉庫向けが大幅に増加しました。また、クリーンルーム分野では、フラッシュメモリなど半導体関連の需要が底堅く推移し、ジェネリック医薬品関連も増加したことから、部門全体で、前期を上回る高い水準の売上となりました。

炭素製品部門におきましては、顧客となる鉄鋼・アルミニウム製錬業界の業績回復により、主力製品の高炉・電炉用カーボンブロックやカソードなどの販売が増加した結果、前期を大幅に上回る売上となり、損益面でも大きく改善しました。

以上の結果、加工製品、関連事業セグメントの売上高は前期比9.3%増の1,690億19百万円となりましたが、営業利益は前期比4.5%減の97億83百万円となりました。

【箔、粉末製品】

箔部門におきましては、電解コンデンサ用高純度アルミ箔は、高付加価値品の販売が堅調に推移しました。一方、一般箔においては、ICカード用アンテナ回路向け製品の販売が落ち込み、医薬包材向け加工箔の需要も伸び悩みましたが、食品向け撥水性加工箔、リチウムイオン電池外装用プレーン箔の販売が好調に推移したことから、部門全体の売上は、前期を上回りました。

パウダー・ペースト部門におきましては、ペースト製品は、家電向け、食品包材のインキ向けの販売が減少しましたが、海外市場を中心に着色アルミペーストの採用が拡大するなど、主力の自動車塗料向けの販売が増加しました。また、粉末製品でも、放熱基板用の窒化アルミの販売が好調に推移し、部門全体で、前期を上回る売上となりました。

ソーラー部門におきましては、太陽電池用機能性インキは、新型製品の販売が順調に拡大しましたが、主力の太陽電池用バックシートにおいて、中国政府の補助金引き下げによる需要減、価格競争の激化に加え、与信が懸念される一部ユーザーへの販売を抑制したため、部門全体の売上は前期を下回りました。

以上の結果、箔、粉末製品セグメントの売上高は前期比0.7%増の943億65百万円となりましたが、営業利益は前期比11.4%減の48億56百万円となりました。

(2) 当社グループの設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は210億77百万円で、前期に比べ11億69百万円増加しております。

当連結会計年度中に完成した主要な設備は、次のとおりです。

部 門	会 社 名	設備の内容
押出製品	日軽新潟株式会社	大型押出型材加工工場
パネルシステム	日軽パネルシステム株式会社	苫小牧工場 ノンフロン断熱不燃パネル生産ライン
パウダー・ペースト	トータル・エムエムピー・インディア・プライベート・リミテッド	汎用塗料向けアルミペースト生産工場

(3) 当社グループの資金調達の状況

当社グループでは、収益、キャッシュ・フロー、設備投資の計画等を総合的に勘案した資金調達計画を策定し、安定的かつ効率的な資金の調達を行っております。

当連結会計年度におきましては、金融機関からの借入を中心に資金調達を行いました。

なお、当連結会計年度末現在の有利子負債（社債および借入金）の総額は1,399億97百万円（前期末比98億38百万円減）、D/Eレシオ（有利子負債比率 有利子負債÷自己資本）は0.80倍となり、中計最終年度の目標値（それぞれ1,600億円、1倍）よりも財務の健全性が増しております。

(4) 当社グループの対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、企業収益や雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復が続くと見込まれますが、米国政権の政策運営に端を発した貿易摩擦の拡大、英国のEU離脱交渉の行方、中東・北朝鮮情勢など、政治的・地政学的リスクが景気拡大の妨げになることが懸念されます。

当社グループを取り巻く経営環境につきましても、原燃料価格が上昇を続けており、厳しさを増すものと思われまます。

このような環境のなか、当社グループは、これまで取り組んできた揺るぎない事業基盤構築のための施策をさらに推し進め、「お客様にとっての新しい価値を創造し続ける企業グループ」として、より一層の成長を目指します。

すなわち、「お客様の求めるもの」を尺度に当社グループの強みを洗い出し、両者の交わる領域をさらに深掘りすることで、付加価値を高めた新たなビジネス展開を図り、成長の礎を築いてまいります。

こうした取組みを実現するため、グループ横断的な開発活動（横串開発）などを通じ、「お客様の要望を的確に捉え、お客様視点で当社グループを俯瞰できる人材」の育成に努めるとともに、そうしたプロセスを経て得た知見に基づき中長期的視野で戦略的議論を行い、「各地域・市場分野のお客様が求める形」に合わせてグループ総力を結集させた新商品・新ビジネスを創出してまいります。また、成長を阻む要因となる生産能力の不足を解消するとともに、技術力の向上を図るため、設備投資、事業提携などにも注力してまいります。また、強靱な事業基盤構築への歩みを逆行させることなく、市場の先行きを見極め、着実に進めることを旨といたします。

企業の存続に不可欠なCSR（企業の社会的責任）につきましては、コンプライアンスの徹底はもとより、従業員の安全・働き方の再点検、女性活躍を含むダイバーシティ推進などに、引き続き積極的に取り組んでまいります。また、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）において示された持続可能な世界の構築に向けた課題解決への貢献も、当社グループの重要な責務と認識しております。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

日軽金グループの使命（経営理念）

アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、
人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく

日軽金グループ中期経営計画（平成28年度～平成30年度）

チーム日軽金として他社の追随を許さない「異次元の素材メーカー」へ

<基本方針>

1. グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出
 - グループ連携の強みを徹底的に探究した高付加価値品を提供
 - 顧客視点に基づき、ものづくりに周辺サービスを含めた商品・ビジネス開発
2. 地域別×分野別戦略による事業展開
 - 資源投入する分野を地域と市場のマトリクスから選別
 - ビジネスに応じ自由自在に集合・離散できる俊敏な組織運営
3. 企業体質強化（事業基盤強化）
 - グループ連携視点でビジネス創生できる人財の育成
 - 課題事業の収益向上

<数値目標>

単位：億円

	平成27年度実績 (前中計最終年度)	平成29年度実績 (現中計2年目)	平成30年度目標値 (現中計最終年度)
売上高	4,644	4,814	5,000
営業利益	268	299	320
経常利益	245	295	310
親会社株主に帰属する当期純利益	155	180	200
有利子負債	1,822	1,400	1,600
D/Eレシオ(倍) * 1	1.4	0.80	1倍以下
ROCE (%) * 2	9.0	10.7	10%超

* 1 D/Eレシオ(有利子負債比率)：有利子負債÷自己資本

* 2 ROCE(使用資本利益率)：金利差引前経常利益÷使用資本(自己資本+有利子負債-現預金)

(注) なお、平成29年度のROE(自己資本利益率)は10.8%となりました。引き続き10%を超える水準のROEを維持するよう努めてまいります。

(5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第3期 平成26年度	第4期 平成27年度	第5期 平成28年度	第6期 平成29年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	431,477	464,405	448,381	481,439
経 常 利 益 (百万円)	20,600	24,526	26,252	29,533
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	9,645	15,533	19,520	18,012
1株当たり当期純利益 (円)	17.74	28.56	34.58	29.09
純 資 産 (百万円)	137,385	144,419	173,624	189,322
総 資 産 (百万円)	457,277	452,194	448,623	467,300

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。

(6) 当社グループの主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

- ① アルミナ、水酸化アルミニウム、各種化学品およびアルミニウム合金等の製造、販売を行っております。
- ② アルミニウム板およびアルミニウム押出製品の製造、販売を行っております。
- ③ 輸送関連製品、電子材料、冷凍・冷蔵庫用パネル等のアルミニウム加工製品、炭素製品の製造、販売ならびに運送、情報処理および保険代理等のサービスの提供を行っております。
- ④ 箔、粉末製品の製造、販売を行っております。

(7) 当社グループの主要な営業所および事業所（平成30年3月31日現在）

① 当社

本 店	東京都品川区東品川二丁目2番20号
-----	-------------------

② 重要な子会社

国 内	日本軽金属株式会社（東京都）、東洋アルミニウム株式会社（大阪市）、日本フルハーフ株式会社（神奈川県）、日軽金加工開発ホールディングス株式会社（東京都）、日本電極株式会社（静岡市）、日軽産業株式会社（静岡市）、日軽エムシーアルミ株式会社（東京都）、株式会社東陽理化学研究所（新潟県）、日軽パネルシステム株式会社（東京都）、理研軽金属工業株式会社（静岡市）、日軽金アクト株式会社（東京都）、日軽型材株式会社（岡山県）
海 外	ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド（タイ）、日軽商菱鋁業（昆山）有限公司（中国）、ニッケイ・エムシー・アルミニウム（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）、肇慶東洋鋁業有限公司（中国）、湖南寧郷吉唯信金属粉体有限公司（中国）、トータル・アメリカ・インコーポレイテッド（米国）、トータル・エムエムピー・インディア・プライベート・リミテッド（インド）、山東日軽丛林汽車零部件有限公司（中国）、日軽（上海）汽车配件有限公司（中国）

(8) 当社グループの従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
12,855名	271名（減）

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員数であります。
 2. 当社の従業員数は31名（前期末比同数）であります。（全員当社子会社との兼務者であります。）

(9) 当社の重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

① 当社の重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
日 本 軽 金 属 株 式 会 社	30,000	100.0	アルミナ・化成品、アルミニウム板等の製造、販売
日 本 電 極 株 式 会 社	1,200	* 60.0	電極その他の炭素製品の製造、販売
日 軽 産 業 株 式 会 社	1,010	* 99.9	アルミニウム加工製品その他各種製品の販売、工事請負、損害保険代理および不動産売買
日 軽 エ ム シ ー アル ミ 株 式 会 社	1,000	* 81.0	鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
株式会社東陽理化学研究所	855	* 61.0	各種金属製品の製造、販売および金属の表面処理
日軽パネルシステム株式会社	470	*100.0	冷凍・冷蔵庫用パネル等の製造、販売および関連工事の請負
ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド	百万タイバート 361	*100.0	アルミニウム板、アルミ箔、ルームエアコン用コンデンサ、冷凍・冷蔵庫用パネル等の製造、販売
日軽商菱鋁業（昆山）有限公司	千人民元 31,260	* 68.9	鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売
ニッケイ・エムシー・アルミニウム（タイランド）・カンパニー・リミテッド	百万タイバート 141	* 64.3	鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売
東洋アルミニウム株式会社	8,000	100.0	アルミ箔、粉末製品等の製造、販売
肇慶東洋鋁業有限公司	千米ドル 33,350	* 90.0	アルミペースト、太陽電池関連製品の製造、販売
湖南寧郷吉唯信金属粉体有限公司	千人民元 77,966	* 90.0	アルミパウダーの製造、販売
トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド	千米ドル 6,000	*100.0	アルミパウダー・ペーストの製造、販売
トーヤル・エムエムピー・インディア・プライベート・リミテッド	百万インドルピー 270	* 74.0	アルミペーストの製造、販売
日本フルハーフ株式会社	1,002	66.0	各種自動車用車体（バン架装、トレーラ）等の製造、販売
日軽金加工開発ホールディングス株式会社	100	100.0	アルミニウム等による板・管・棒・線・鋳物等の製造、販売等の事業を行う会社の統括管理（持株会社）
理研軽金属工業株式会社	1,715	*100.0	建材製品の製造、販売
日軽金アクト株式会社	460	*100.0	アルミニウム押出製品、アルミニウム加工製品等の製造、販売
日軽型材株式会社	400	*100.0	アルミニウム押出製品の製造、販売
山東日軽丛林汽車零部件有限公司	千人民元 46,000	* 55.0	アルミ材を用いた自動車部品（貨物車、トレーラの関連部品を含む）の製造、販売
日軽（上海）汽车配件有限公司	千人民元 41,000	* 96.3	アルミニウム押出材を用いた自動車部品および関連製品の製造、販売

(注) 1. *印は、間接保有であります。

2. トーヤル・エムエムピー・インディア・プライベート・リミテッドは、当社グループにおける重要性が増したため当連結会計年度より重要な子会社として追加しております。
3. 当連結会計年度末日における連結子会社は76社、持分法適用関連会社は15社であります。

② 当社の特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額合計額	当社の総資産額
日本軽金属株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番20号	43,785百万円	201,432百万円

(10) 当社グループの主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	28,321
三井住友信託銀行株式会社	16,345
株式会社三井住友銀行	13,291
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,470
シンジケートローン	10,000

- (注) 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、商号変更により平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行となりました。
 2. シンジケートローンは、複数の金融機関の協調融資によるものであります。

2. 当社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 619,937,500株（自己株式555,220株を含みます。）
- (3) 株主数 53,010名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	51,402	8.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	51,192	8.3
第一生命保険株式会社	20,001	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	16,589	2.7
日 軽 ケ イ ユ ー 会	16,090	2.6
公益財団法人軽金属奨学会	14,910	2.4
朝日生命保険相互会社	12,750	2.1
株式会社みずほ銀行	11,263	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	11,031	1.8
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	10,960	1.8

(注) 持株比率は、自己株式数（555,220株）を控除して計算しております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
岡本一郎	代表取締役社長	C S R・監査統括室担当 日本軽金属株式会社代表取締役社長 東洋アルミニウム株式会社取締役 玉井商船株式会社社外取締役
村上敏英	取締役	技術・開発統括室長、製品安全・品質保証統括室長、NPS担当 日本軽金属株式会社取締役専務執行役員
岡本泰憲	取締役	企画統括室長、人事・総務・経理統括室長 日本軽金属株式会社取締役専務執行役員 東洋アルミニウム株式会社監査役
山本博	取締役	東洋アルミ事業グループ担当 東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長
昼間弘康	取締役	日軽金事業グループ日本フルハーフ事業担当 日本フルハーフ株式会社代表取締役社長
浜村承三	取締役	日軽金事業グループメタル・産業部品事業担当、日軽金事業グループ日軽エムシーアルミ事業担当 日本軽金属株式会社取締役専務執行役員 株式会社アーレスティ社社外取締役
* 安達章	取締役	日軽金事業グループ日軽金加工開発事業担当 日軽金加工開発ホールディングス株式会社代表取締役社長 日軽金アクト株式会社代表取締役社長
* 富岡祥浩	取締役	東洋アルミ事業グループ担当 東洋アルミニウム株式会社取締役常務執行役員
* 安田耕太郎	取締役	日軽金事業グループ化成成品事業担当、日軽金事業グループ電極箔事業担当 日本軽金属株式会社取締役常務執行役員 玉井商船株式会社社外取締役
小野正人	取締役	株式会社トータル保険サービス特別顧問 ファンタック株式会社社外取締役
林良一	取締役	
伊藤晴夫	取締役	富士電機株式会社相談役 一般社団法人電気倶楽部理事長 日本ゼオン株式会社社外取締役
松本伸夫	常勤監査役	日本軽金属株式会社監査役
土田孝之	常勤監査役	日本軽金属株式会社監査役
福井康司	監査役	東洋アルミニウム株式会社常勤監査役
藤田讓	監査役	朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 株式会社安藤・間社外取締役 日本ゼオン株式会社社外監査役 古河電気工業株式会社社外監査役
早野利人	監査役	田淵電機株式会社社外取締役
安井洸治	監査役	公認会計士 税理士

- (注) 1. *印の取締役は、平成29年6月27日開催の第5回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 平成29年6月27日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長石山喬、取締役清水幹雄、同今須聖雄および同上野晃嗣は、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役のうち小野正人、林良一および伊藤晴夫は、社外取締役であります。
4. 監査役のうち藤田譲、早野利人および安井洸治は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役松本伸夫は、日本軽金属株式会社の内部統制システム監査の実務責任者を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役安井洸治は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役林良一、同伊藤晴夫、監査役藤田譲、同早野利人および同安井洸治を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社グループは、取締役小野正人が社外取締役を務めるファンック株式会社との間で、製品の販売、設備の購入等の取引がありますが、平成29年度において、同社への売上高は当社連結売上高の1%未満、同社からの購入額も同社売上高の1%未満であります。なお、その他の社外取締役および社外監査役の兼職先（他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務）と当社グループとの間には、開示すべき関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16 (3) 名	149 (16) 百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (3)	52 (16)
合 計 (うち社外役員)	22 (6)	202 (33)

- (注) 1. 当期末日における取締役の在籍人員は12名であります。上記支給人員には、平成29年6月27日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役4名が含まれており、その支給額は取締役報酬16百万円であります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額金396百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）であります。（平成25年6月27日第1回定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額金96百万円以内であります。（平成25年6月27日第1回定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
小野正人	取締役	当期において開催された取締役会12回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
林良一	取締役	当期において開催された取締役会12回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
伊藤晴夫	取締役	当期において開催された取締役会12回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
藤田譲	監査役	当期において開催された取締役会12回すべてに出席し（出席率100%）、また、監査役会11回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
早野利人	監査役	当期において開催された取締役会12回すべてに出席し（出席率100%）、また、監査役会11回すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、主に経験豊富な経営者および学識経験者の観点から発言を行っております。
安井洸治	監査役	当期において開催された取締役会12回すべてに出席し（出席率100%）、また、監査役会11回のうち10回に出席し（出席率90.9%）、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令および定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人に関する事項

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

(ア) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
63百万円

(イ) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
190百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査予定時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記(ア)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社東陽理化学研究所、ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド、日軽商菱鋁業(昆山)有限公司、ニッケイ・エムシー・アルミニウム(タイランド)・カンパニー・リミテッド、肇慶東洋鋁業有限公司、湖南寧鄉吉唯信金属粉体有限公司、トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド、トーヤル・エムエムピー・インディア・プライベート・リミテッド、理研軽金属工業株式会社、山東日軽丛林汽車零部件有限公司および日軽(上海)汽车配件有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。)による計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 内部統制システムに関する基本方針およびその運用状況

(1) 内部統制システムに関する基本方針

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）として取締役会において決議した内容（基本方針）は、次のとおりであります。

- ① 当社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社は、企業集団の取締役、執行役員および従業員が、コンプライアンス（法令、会社規則、企業倫理等の遵守）に則った行動をとるために、グループ経営方針およびグループ・コンプライアンスコード（企業行動憲章）を定め、その推進を図る。

当社は、企業集団の事業活動におけるコンプライアンスの確保を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス所管部署を配し、実務面での実践を徹底する。

当社は、企業集団におけるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正することを目的として、通報者の保護を徹底した内部通報制度（ホットライン）を設置、運用する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察等関係機関とも連携し毅然と対応していく。

- ② 当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

企業集団における取締役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体（文書および電磁的記録）を当社が定めるグループ規則に基づき適切に保存および管理するとともに、監査役からの請求に応じて随時提供するものとする。

- ③ 当社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、企業集団における様々なリスク（損失の危険）に対して、管理体制、管理手法等を定めたグループ規則を定め、リスク管理について組織的な対応を行う。

特に、当社グループ事業の特性上重要度の高い品質管理、環境保全、災害対策等のリスク管理については、横断的な取組みを推進する権限と責任を有する統括役員および主管部署が規則等を整備し、企業集団の各部門におけるリスク管理状況の把握・評価に努めるとともに、必要に応じて指導する。

- ④ 当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

企業集団の事業の推進における効率性を確保するために、以下に記載する経営管理システムにより、組織的な対応を行う。

1) グループ経営会議による意思決定

企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、当社の代表取締役社長、取締役等で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。

2) 中期経営計画、年度予算、業績管理

目標の明確な付与、採算管理の徹底を通じて事業競争力の強化を図るため、当社単独および連結の目標値を中期経営計画、年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。

3) 内部監査体制

当社の内部監査を所管するCSR・監査統括室を置き、企業集団の事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および実施状況の有効性および妥当性の監査を実施し、その結果に対して必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行う。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（その他のグループ内部統制体制）

企業集団における業務の適正を確保するための体制整備としては、①から④に規定するほか、以下に記載のとおりとする。

- 1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制としては、当社が定めるグループ規則等において、子会社の業績、財務情報その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。
- 2) 子会社の経営については、その自律性を尊重しつつ、当社が定める子会社管理に関するグループ規則に基づき、適切な経営管理を行う。
- 3) 当社の取締役、監査役、執行役員または従業員が子会社の監査役に就任し、会計監査および業務監査を実施する。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団の財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制体制）

企業集団における財務報告の信頼性および適正性を確保し、かつ金融商品取引法が定める内部統制評価制度への適切な対応を実施するため、内部統制システムを構築する。また、このシステムが有効かつ適正に機能していることを継続的に評価し、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（以下⑦～⑩を総称して、監査役関連体制）

当社監査役の職務を補助する組織として監査役業務室を設置し、取締役の指揮命令に服さず監査役の指揮命令に服す専任の従業員を置く。また、CSR・監査統括室等に所属する従業員も監査役の職務を補助する。

監査役業務室の従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分ならびに監査役業務室の組織変更については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

⑧ 次のア. およびイ. に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

ア. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

イ. 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社監査役に報告すべき事項は以下に記載のとおりとし、報告方法等については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

- 1) 会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼす恐れのある事項
 - 2) 毎月の経営状況として重要な事項
 - 3) 内部監査状況および損失の危険の管理に関する重要な事項
 - 4) コンプライアンスに反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実
 - 5) 子会社に関し、1) から4) に該当する重要な事項
当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社が設置、運用する内部通報制度（ホットライン）において、当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたことによる不利益取扱いを禁止する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を速やかに支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。ただし、支弁する費用等の総額は当該予算に限定されないこととする。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査役に対して、取締役、執行役員および従業員からヒアリングを実施する機会を提供するとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① コンプライアンス体制
当社および子会社の全ての取締役、執行役員および従業員に対して、グループの経営方針等を掲載したハンドブックを配付しております。
当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年4回開催し、コンプライアンス推進計画の決定およびその進捗状況のモニタリングを行っております。
当社は、当社および子会社の取締役、執行役員および従業員が利用可能な内部通報制度を設置・運営しております。
反社会的勢力および団体に対しては、当社人事・総務・経理統括室総務担当が対応総括部署となり、子会社とともに各地域の警察を含む外部専門機関や弁護士とも連携する体制を構築しております。
- ② 情報保存管理体制
当社および子会社の各社は、取締役会等の議事録、りん議書その他の取締役の業務執行に関する保存媒体（文書および電磁的記録）について、法令およびグループ規則に基づき、適

切に保存・管理しております。

③ リスク管理体制

リスクの管理体制、管理手法等を定めたグループ規則に基づいて、グループ全体のリスク管理体制を構築しております。

特に重要なリスク案件については、取締役会で決議・報告するとともに、取締役会付議に至らない案件であっても、重要性の高いものはグループ経営会議において慎重に審議しております。

④ 効率的職務執行体制

当期は、グループ経営会議を30回開催し、重要な案件について、十分な審議を経た後、決定しております。

当社は、グループ全体の中期経営計画（平成28年度から平成30年度まで）および年度予算計画を策定しております。また、グループ経営会議メンバー等による毎月の業績検討会等を通じて業績のモニタリングを行っております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、グループの内部監査を、監査計画に基づき、また重要事項については随時、業務監査および会計監査を実施しております。

⑤ その他のグループ内部統制体制

当社は、子会社の決裁権限等を定めたグループ規則に基づき、子会社から報告を受け、また必要な手続きによる承認を行っております。

当社は、子会社育成の観点から、リスク管理体制の強化を始めとした指導を子会社に対して行うとともに、進捗状況に応じて主管部門が必要な改善指導を行っております。

当期末において、当社の取締役1名、監査役3名および従業員7名が子会社の監査役に就任し、監査を行っております。

⑥ 財務報告に関する内部統制体制

当社および子会社は、内部統制推進責任者を任命し、財務報告に係る内部統制システム整備を推進しております。整備状況については、半期に1回グループ経営会議および取締役会へ報告しております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、内部統制の運用状況を評価しており、評価結果は、会計監査人による監査および取締役会による承認、監査役監査を経て、内部統制報告書として開示しております。

⑦～⑩ 監査役関連体制

当社は監査役業務室を設置し、専任の従業員1名を配置しております。

当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議のメンバーとなっているほか、代表取締役社長、社内取締役および執行役員等に対して定期的にヒアリングを行い、業務執行状況について確認を行っております。

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員および従業員を子会社の取締役または監査役として派遣し、子会社の取締役、監査役から受けた報告を当社監査役へ報告しております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、当社から派遣した子会社監査役による業務監査報告を集約し、その内容を当社常勤監査役へ報告しております。

内部通報制度について定めたグループ規則において、通報者に対する不利益取扱いを禁止している旨を周知しております。当期において、これに違反する事例は認められませんでした。

社外監査役を含む監査役は、定期的に代表取締役および会計監査人と意見交換を行っております。

当期において、監査役の監査計画に基づく監査を実施するにあたって費用が不足する事態は生じませんでした。

6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社は、特定の者またはグループ（特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。）による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために合理的に必要な時間や情報を提供しないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべきであると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という日軽金グループの使命（経営理念）のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。

当社グループの事業を大きな川にたとえると、アルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ合金地金の製造が続きます。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品から、箔・粉末製品、輸送関連製品などの各種加工製品に至るまで、広範な領域において事業展開しております。

当社グループでは、グループ全体として持続的に発展し、企業価値の向上を図るためには、経営と執行の分離をより徹底させた連結経営体制への変革が必要と判断し、平成24年10月1

日付で純粋持株会社としてグループ全体を統括する当社を設立するとともに、平成25年4月を起点とする3カ年の中期経営計画（以下「前中計」といいます。）では、その基本方針である「地域別×分野別戦略による事業展開」「新商品・新ビジネスによる成長ドライバー創出」「企業体質強化」に基づき連結収益の最大化に向けた数々の施策を実行し、その結果、当初設定した前中計の経営目標を概ね達成いたしました。

そして、平成28年4月には平成28年度から平成30年度までの3カ年の新たな中期経営計画がスタートいたしました。この新たな中期経営計画では、前中計で定めていた目標値を達成する原動力となったアルミニウム素材に関する深い洞察力、経験に裏打ちされた加工開発、サービス力等を当社グループの最大の強みと認識し、さらにチーム日軽金として、こうした強みを一段と強化することにより、他社の追随を許さない「異次元の素材メーカー」としての地位を確固たるものにすべく、以下の基本方針を掲げております。

① グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出

当社グループは、アルミニウムに関する広範な事業領域を有しており、グループ連携による横断的・複眼的視点でお客様のニーズを汲み上げ、付加価値を生むための知恵を結集させることによって、ものづくりだけに止まらず、設計、施工、サービス、メンテナンスからビジネスコンセプトに至るまでの総合力で競争優位性を持った新商品・新ビジネスを創り上げ、グループの成長を目指してまいります。

当社グループは、グループ連携の強みを徹底的に探究することで、複合的で差別性のある利益率の高い新商品・新ビジネスモデルを創出し、専門化・大規模化の潮流とは一線を画した、付加価値の高度化によって、比類なき価値創造力・競争力を有する企業集団としての姿をさらに追求してまいります。

② 地域別×分野別戦略による事業展開

経営資源を投入する分野を地域と市場分野の組合せから選別し、投資の収益性を最大化させることに加え、海外展開では、これまでの中国・東南アジアを中心とした事業展開から、その他アジア地域・北米地域まで視野に入れた展開を積極的に推進し、真にグローバル企業と呼ばれるに値する企業体への変革を図ります。

また、地域と市場分野の多種多様な組合せに機動的・効率的に対応できるよう、グループ各社・各部門の垣根を取り払い、ビジネスに即して自由自在に集合・離散できる柔軟で俊敏な組織設計を行い、これを運用してまいります。

③ 企業体質強化（事業基盤強化）

上記基本方針の実現に不可欠な「グループ連携の視点でビジネス創生できる人財」を育むための教育制度を拡充するとともに、国内・海外、グループ会社・各部門間の人財の流動性を高め、人財の国際化・多様化を推進してまいります。

また、グループ間の協業等を通じ、高付加価値品の開発、海外への販路開拓、成長市場へ

の販売強化等を推し進め、化成品事業、板事業等の収益向上を図るとともに、新規に海外進出した拠点の収益安定化にも努めてまいります。

当社グループは、以上の基本方針に基づくアクションプランに果敢に取り組み、今後もグループ一丸となり総力を挙げて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存です。

なお、当期における具体的な取組み内容につきましては、1. (1)「当社グループの事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(3) 不適切な者による支配の防止に関する取組み

当社では、上記(1)に述べた基本方針に照らして、不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成28年5月13日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)への更新につき株主の皆さまにご承認をお願いすることを決議し、平成28年6月24日開催の第4回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただきました。また、当社は本プランへの更新に伴い、特別委員会を設置し、特別委員会の委員として、林良一、早野利人および安井洸治の3氏が選任され、就任しております。

本プランの概要は以下のとおりですが、本プランの詳細につきましては、平成28年5月13日付の当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の更新について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.nikkeikinholdings.co.jp>)

① 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(当社株券等の保有者およびその共同保有者、または買付等を行う者およびその特別関係者)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

② 特別委員会の設置

本プランにおいて当社が設定した大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)が遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置をとるか否かについては、後記(3)④に定義する株主意思確認総会の決議等がある場合にはそれに従うことを条件として当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的

な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について必ず諮問することとし、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

③ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言など、一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項（以下「評価必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「評価必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、評価必要情報リストの記載に従った評価必要情報の提出を求めます。当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間の取締役会評価期間を設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討するとともに、特別委員会への諮問を必ず行いその勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

④ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守し

ないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会への諮問を必ず行うとともにその勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総会を開催することがあります。ただし、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為が以下の（ア）から（オ）のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、対抗措置を発動する場合には、株主検討期間を設定し、株主意思確認総会を必ず開催するものとします。

- （ア）真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- （イ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- （ウ）当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合

(エ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合

(オ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとします。したがって、当該株主意思確認総会において対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

⑤ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成31年（2019年）6月30日までに開催される第7回定時株主総会の終結の時までとします。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

本プランは、株主の皆さまのご承認を得て発効したものであり、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。したがって、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

③ 当社取締役会の恣意的判断の排除

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である外部専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会への諮問を必ず行い、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

さらに、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において大規模買付行為が上記(3)④の(ア)から(オ)のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、株主意思確認総会を必ず開催し、株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとされており、対抗措置の発動に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するための手続きが確保されております。

④ デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	267,059	流 動 負 債	191,729
現金及び預金	30,722	支払手形及び買掛金	78,630
受取手形及び売掛金	154,785	短期借入金	75,511
商品及び製品	28,276	未払法人税等	2,110
仕掛品	17,675	その他	35,478
原材料及び貯蔵品	20,690	固 定 負 債	86,249
繰延税金資産	4,388	社 債	637
その他	11,612	長期借入金	63,849
貸倒引当金	△1,089	退職給付に係る負債	19,775
		その他	1,988
固 定 資 産	200,241	負 債 合 計	277,978
有 形 固 定 資 産	154,002	(純 資 産 の 部)	
建物及び構築物	45,824	株 主 資 本	167,115
機械装置及び運搬具	41,875	資 本 金	46,525
工具、器具及び備品	4,402	資 本 剰 余 金	19,064
土 地	54,659	利 益 剰 余 金	101,593
建設仮勘定	7,242	自 己 株 式	△67
無 形 固 定 資 産	3,187	その他の包括利益累計額	6,842
投資その他の資産	43,052	その他有価証券評価差額金	4,181
投資有価証券	32,276	繰延ヘッジ損益	△144
繰延税金資産	3,501	土地再評価差額金	145
その他	7,530	為替換算調整勘定	3,111
貸倒引当金	△255	退職給付に係る調整累計額	△451
資 産 合 計	467,300	非 支 配 株 主 持 分	15,365
		純 資 産 合 計	189,322
		負 債 純 資 産 合 計	467,300

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		481,439
売 上 原 価		387,404
売 上 総 利 益		94,035
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		64,142
営 業 利 益		29,893
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	760	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	998	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	2,444	4,202
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,363	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,199	4,562
経 常 利 益		29,533
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	300	300
特 別 損 失		
和 解 金	2,029	
減 損 損 失	933	
段 階 取 得 に 係 る 差 損	117	3,079
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		26,754
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,932	
法 人 税 等 調 整 額	1,819	6,751
当 期 純 利 益		20,003
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,991
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		18,012

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	46,525	19,064	89,076	△65	154,600
当期変動額					
剰余金の配当			△5,575		△5,575
親会社株主に帰属する 当期純利益			18,012		18,012
連結範囲の変動			80		80
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	12,517	△2	12,515
当期末残高	46,525	19,064	101,593	△67	167,115

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	4,229	74	145	1,875	△1,270	5,053	13,971	173,624
当期変動額								
剰余金の配当								△5,575
親会社株主に帰属する 当期純利益								18,012
連結範囲の変動								80
自己株式の取得								△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△48	△218	-	1,236	819	1,789	1,394	3,183
当期変動額合計	△48	△218	-	1,236	819	1,789	1,394	15,698
当期末残高	4,181	△144	145	3,111	△451	6,842	15,365	189,322

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	66,731	流動負債	52,794
現金及び預金	9,271	短期借入金	39,930
短期貸付金	52,648	未払金	2,785
未収入金	4,803	未払費用	439
その他	8	その他	9,639
固定資産	134,700	固定負債	51,597
無形固定資産	7	長期借入金	51,597
投資その他の資産	134,693	負債合計	104,392
関係会社株式	94,880	(純資産の部)	
長期貸付金	39,800	株主資本	97,039
繰延税金資産	12	資本金	46,525
資産合計	201,432	資本剰余金	39,658
		資本準備金	30,942
		その他資本剰余金	8,716
		利益剰余金	10,904
		その他利益剰余金	10,904
		繰越利益剰余金	10,904
		自己株式	△48
		純資産合計	97,039
		負債純資産合計	201,432

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	9,416	10,628
経 営 管 理 料	1,211	
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	1,544	1,544
営 業 利 益		9,084
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	827	902
そ の 他 の 営 業 外 収 益	74	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	697	825
そ の 他 の 営 業 外 費 用	128	
経 常 利 益		9,161
税 引 前 当 期 純 利 益		9,161
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△108	△61
法 人 税 等 調 整 額	47	
当 期 純 利 益		9,222

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	46,525	30,942	8,716	39,658
当期変動額				
剰余金の配当				－
当期純利益				－
自己株式の取得				－
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	46,525	30,942	8,716	39,658

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	7,256	7,256	△45	93,393	93,393
当期変動額					
剰余金の配当	△5,574	△5,574		△5,574	△5,574
当期純利益	9,222	9,222		9,222	9,222
自己株式の取得		－	△2	△2	△2
当期変動額合計	3,648	3,648	△2	3,645	3,645
当期末残高	10,904	10,904	△48	97,039	97,039

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

日本軽金属ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員

指有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指有限責任社員 公認会計士 清 水 幹 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本軽金属ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本軽金属ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

日本軽金属ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞

業務執行社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞

指定有限責任社員 公認会計士 清 水 幹 雄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本軽金属ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

日本軽金属ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	松	本	伸	夫	印
常勤監査役	土	田	孝	之	印
監査役	福	井	康	司	印
社外監査役	藤	田		譲	印
社外監査役	早	野	利	人	印
社外監査役	安	井	洸	治	印

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 19 horizontal dashed lines for writing.

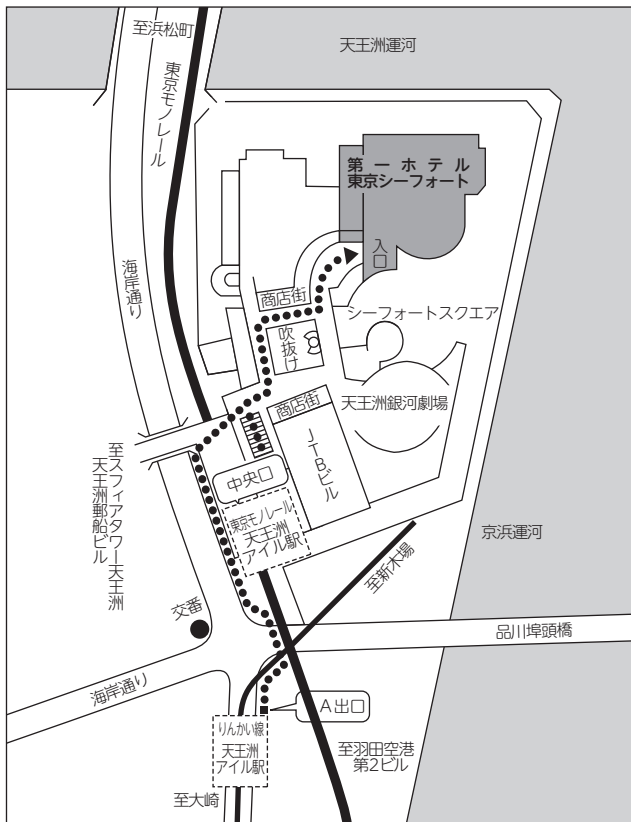
メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 ・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より徒歩約4分
・りんかい線 天王洲アイル駅（A出口）より徒歩約10分
（ご注意）
東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、ご注意ください。



(お願い)

会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。

- クールビズスタイルでの株主総会開催について
株主総会当日は、当社役職員はノーネクタイの軽装（クールビズスタイル）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。